

兵庫県公報

平成24年12月5日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1
規 則	
○ 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	4

公布された法令のあらまし

●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第39号）

1 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 住居手当の改正

自宅居住者に対する住居手当を平成25年4月から廃止することとした。

(2) 給料月額の特例

職員の給料月額に係る一定の割合を減ずる措置について、当該減ずる割合が100分の3以下である職員に係る平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間における当該減ずる割合を引き下げることにした。

(3) 通勤手当の特例

自動車等を使用してする通勤のため、橋等を利用し、当該利用に係る料金を負担することを常例とする職員の通勤手当について、1月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超える場合における加算額の上限額を月額4,000円から月額20,000円に引き上げることとした。

(4) 期末手当及び勤勉手当の特例

職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算額に係る一定の割合を減ずる措置について、平成24年6月及び12月の当該減ずる割合を引き下げることにした。

2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

自宅居住者に対する住居手当を平成25年4月から廃止することとした。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

任期付研究員及び特定任期付職員の給料月額に係る一定の割合を減ずる措置について、当該減ずる割合が100分の3以下である職員に係る平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間における当該減ずる割合を引き下げることにした。

●単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第49号）

単純な労務に雇用される一般職に属する職員について、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第39号）と同様の措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第39号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第16条の5第1項中「次に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県の公舎又は職員住宅の使用を許可され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「当該各号に掲げる額」の右に「（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

附則第12項中「平成6年4月以降」を「平成6年4月から平成25年3月まで」に改め、「、当分の間」を削る。

附則に次の6項を加える。

（給料月額の特例）

48 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間における附則第27項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「100分の3」とあるのは「100分の2.8」と、同項第5号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.6」と、同項第6号中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。

49 前項の規定により附則第27項の規定を読み替えて適用する場合における附則第28項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第48項の規定により読み替えて適用する前項」と、「次の各号に定める」とあるのは「第1号から第3号まで又は附則第48項の規定により読み替えて適用する第4号から第6号までに定める」とする。

（通勤手当の特例）

50 第17条第1項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用してする通勤のため、橋等を利用し、当該利用に係る料金を負担することを常例とする職員の通勤手当に係る同条第2項第3号（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成8年兵庫県条例第35号）附則第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、人事委員会規則で定める日までの間、同号中「4,000円」とあるのは、「20,000円」とする。

51 前項に規定する人事委員会規則で定める日までの間の通勤手当に係る第17条第3項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（附則第50項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

52 附則第50項に規定する人事委員会規則で定める日までの間の通勤手当に係る第17条第4項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（附則第51項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

53 平成24年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第31項の規定の適用については、同項の表役職加算割合が100分の20又は100分の15である職員の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあっては100分の40を、当該割合が100分の15である職員にあっては100分の36.7」と、同表役職加算割合が100分の10である職員の項中「100分の40」とあるのは「100分の20」とし、同表役職加算割合が100分の5である職員の項の規定は適用しない。

（公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「次に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（県の公舎又は教職員住宅の使用を許可され、使用料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「当該各号に掲げる額」の右に「（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

附則第11項中「平成6年4月以降」を「平成6年4月から平成25年3月まで」に改め、「、当分の間」を削る。

附則に次の6項を加える。

(給料月額の特例)

- 44 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間における附則第26項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「100分の3」とあるのは「100分の2.8」と、同項第5号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.6」と、同項第6号中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。
- 45 前項の規定により附則第26項の規定を読み替えて適用する場合における附則第27項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第44項の規定により読み替えて適用する前項」と、「次の各号に定める」とあるのは「第1号から第3号まで又は附則第44項の規定により読み替えて適用する第4号から第6号までに定める」とする。

(通勤手当の特例)

- 46 第19条第1項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用してする通勤のため、橋等を利用し、当該利用に係る料金を負担することを常例とする職員の通勤手当に係る同条第2項第3号（公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成8年兵庫県条例第36号）附則第14項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、人事委員会規則で定める日までの間、同号中「4,000円」とあるのは、「20,000円」とする。
- 47 前項に規定する人事委員会規則で定める日までの間の通勤手当に係る第19条第3項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（附則第46項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- 48 附則第46項に規定する人事委員会規則で定める日までの間の通勤手当に係る第19条第4項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（附則第47項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

- 49 平成24年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第29項の規定の適用については、同項の表役職加算割合が100分の20又は100分の15である職員の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあっては100分の40を、当該割合が100分の15である職員にあっては100分の36.7」と、同表役職加算割合が100分の10である職員の項中「100分の40」とあるのは「100分の20」とし、同表役職加算割合が100分の5である職員の項の規定は適用しない。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「及びその所有に係る住宅（管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの」を削る。

- (1) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年兵庫県条例第32号）第4条の3
- (2) 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年兵庫県条例第18号）第7条（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

- 5 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間における附則第3項に規定する第2号任期付研究員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「100分の2.8」とあるのは、「100分の2.6」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

- 6 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間における特定任期付職員の給料月額に係る附則第4項の規定の適用については、同項第2号中「100分の3」とあるのは、「100分の2.8」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

- (1) 第 1 条中職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）附則に 6 項を加える改正規定（給与条例附則第53項に係る部分を除く。）、第 2 条中公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員条例」という。）附則に 6 項を加える改正規定（教育職員条例附則第49項に係る部分を除く。）並びに第 4 条、第 5 条及び附則第 3 項から第 6 項までの規定 平成25年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中給与条例第16条の 5 第 1 項及び第 2 項の改正規定、第 2 条中教育職員条例第18条の 4 第 1 項及び第 2 項の改正規定並びに第 3 条及び附則第 8 項の規定 平成25年 4 月 1 日
- 2 第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第53項及び第 2 条の規定による改正後の教育職員条例（以下「改正後の教育職員条例」という。）附則第49項の規定は、平成24年 6 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 3 改正後の給与条例附則第51項の規定により改正後の給与条例第17条第 3 項の規定を読み替えて適用する場合における職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 8 年兵庫県条例第35号）附則第15項の規定の適用については、同項中「、前項及び」とあるのは、「、前項（附則第51項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び」とする。
- 4 前項の規定により職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第15項の規定を読み替えて適用する場合における同条例附則第16項の規定の適用については、同項中「附則第15項」とあるのは、「附則第15 項（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第39号）附則第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- 5 改正後の教育職員条例附則第47項の規定により改正後の教育職員条例第19条第 3 項の規定を読み替えて適用する場合における公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 8 年兵庫県条例第36号）附則第15項の規定の適用については、同項中「、前項及び」とあるのは、「、前項（附則第47項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び」とする。
- 6 前項の規定により公立学校教育職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第15項の規定を読み替えて適用する場合における同条例附則第16項の規定の適用については、同項中「附則第15項」とあるのは、「附則第15 項（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第39号）附則第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
（期末手当及び勤勉手当の内払）
- 7 改正後の給与条例及び改正後の教育職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例及び第 2 条の規定による改正前の教育職員条例の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の給与条例及び改正後の教育職員条例の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。
（職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例及び公立学校教育職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）
- 8 次に掲げる条例の規定中「同項第 1 号」を「同項第 2 号」に改める。
 - (1) 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 5 年兵庫県条例第36号）附則第 7 項
 - (2) 公立学校教育職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 5 年兵庫県条例第37号）附則第 7 項

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第49号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 13 平成25年 1 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間における前項に規定する職員の給料月額に係る同項の規

定の適用については、同項第1号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.6」と、同項第2号中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。